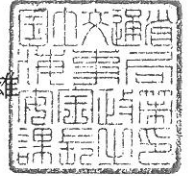


国海安第164号  
平成30年12月17日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
石原 典雄



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

## 船舶検査心得の一部改正について

### 1. 改正の経緯

平成 29 年 6 月に IMO（国際海事機関）の MSC98（第 98 回海上安全委員会）において、船員の利便性向上を目的として、ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機の性能要件を改正する決議が採択された。

今般、本決議による取扱いを船舶検査心得に定めるとともに、IMO 総会決議等の取り入れや誤記の修正等所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- (1) ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機の性能要件の改正  
当該機器と他の航法装置等との接続の規格等に関する要件を追加で規定する。  
また、高機能グループ呼出装置の受信情報のアウトプットについて、現在は印刷のみ認められているが、他の航海機器における表示も認める。（ナブテックス受信機については、従前より表示も認められている。）
- (2) 国際ガス燃料船コード（IGF コード）に関する統一解釈の取り入れ  
燃料タンクの充填制限値等に関する IMO 統一解釈（MSC/Circ.1591）を取り入れる。
- (3) シンボルマークに関する IMO 総会決議の取り入れ  
火災制御図等のシンボルを規定する IMO 総会決議（A.952(23)）及び脱出経路、救命設備等のシンボルを規定する IMO 総会決議（A.1116(30)）を取り入れる。
- (4) 調理器具に関する IMO 統一解釈の取り入れ  
IMO 統一解釈（MSC.1/Circ.1436）を取り入れ、「調理器具」に含まれない電気器具を明確化する。
- (5) 貨物船の船首隔壁弁の取扱いの明確化  
IMO 回章（MSC.1/Circ.1567）に基づき、国際航海に従事する貨物船の船首隔壁弁にバタフライ弁を使用して差し支えない旨を明確化する。
- (6) その他  
誤記の修正等の所要の改正を行う。

### 3. 今後の予定

公布：平成 30 年 12 月 17 日

施行：平成 31 年 1 月 1 日

（ただし、(1) に係る改正については、平成 31 年 7 月 1 日）

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
1-1 船舶安全法施行規則 46.6 (a) (略) 第6節 雑則 46-4.0 (a)～(f) (略) 第4章 雑則	1-1 船舶安全法施行規則 46.6 (a) (略) 第4章 雑則 46-4.0 (a)～(f) (略) (新設)	誤記修正
心得附則(平成30年12月17日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成31年1月1日から適用する。		

○船舶検査心得 2-3 船舶防火構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3 船舶防火構造規則 (定義)</p> <p>2.0.1 (a) ~ 2.0.7 (a) (略)</p> <p>2.0.14 (a) 「調理器具」には、<u>以下の電気器具を含めないこととしてよい。第16号において同じ。</u></p> <p>(1) <u>5kW以下のトースター、電子レンジ及びIH調理器等</u></p> <p>(2) <u>2kW以下で、かつ、その表面温度が150°Cを超えない電気加熱プレート及びホットプレート</u></p> <p>(3) <u>コーヒーマーカー、食器洗い器及び湯沸かし器 (高温表面が暴露していないものに限る。)</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>2.0.15 (a) (略)</p> <p>2.0.16 (a) (略)</p> <p>(b) <u>5kWを超える電気加熱プレート又はホットプレートを備える場所は、調理室として取り扱うこと。</u></p>	<p>2-3 船舶防火構造規則 (定義)</p> <p>2.0.1 (a) ~ 2.0.7 (a) (略)</p> <p>2.0.14 (a) 「調理器具」には、<u>小容量の電気器具 (例えば、コーヒー沸かし、ホットプレート、湯沸し等) を含めないこととしてよい。第16号において同じ。</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>2.0.15 (a) (略)</p> <p>2.0.16 (a) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>IMO 統一解釈 (MSC/Circ. 143 6) を取り入れ</p> <p>同上</p>
<p>(可燃性材料の使用制限)</p> <p>20.6 (a) 火災試験方法コード パート5「表面火炎伝播試験 (表面材と一次甲板床張り材の試験)」中4.1の「発熱量測定試験」に合格する性能を有する上張り又は化粧張りは、<u>本項の要件に適合するものと認めてよい。</u></p>	<p>(可燃性材料の使用制限)</p> <p>20.6 (a) 火災試験方法コード パート5「表面火炎伝播試験 (表面材と一次甲板床張り材の試験)」中4.1の「発熱量測定試験」に合格する性能を有する上張り又は化粧張り及び厚さ1mm以下の上張り又は化粧張りは、<u>本項の要件に適合するものと認めてよい。</u></p>	<p>SOLAS 条約との整合。</p>
<p>心得附則 (平成 30 年 12 月 17 日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (<u>火災時に安全帰港するための措置</u>)</p> <p>46-2.1 (a) 第19号の「<u>その他管海官庁が定める装置等</u>」とは、次に掲げる装置等を標準とする。 (1)～(6) (略)</p> <p>(火災制御図)</p> <p>47.1.1 (a) 本号に規定する防火構造及び消防設備等の明示は、設備規程心得附属書[6] (<u>決議A.654(16)</u>)、<u>決議A.952(23)</u>又は<u>決議A.1116(30)</u>を標準とすること。</p>	<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (<u>旅客船の安全帰港するための措置</u>)</p> <p>46-2.1 (a) 第18号の「<u>その他管海官庁が定める装置等</u>」とは、次に掲げる装置等を標準とする。 (1)～(6) (略)</p> <p>(火災制御図) (新設)</p>	<p>誤記修正 誤記修正</p> <p>決議 (A.952(23) 及び A.1116(30)) を取り入れ</p>
<p><u>心得附則(平成30年12月17日)</u> (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成31年1月1日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程 (非常標識)</p> <p>122-5.0 (a) (略)</p> <p>122-5.1 (a) (略)</p> <p>122-5.2 (a) 脱出標示は次の要件を満たすこと。 (1) 附属書 [8] (決議A.760(18))、決議A.952(23)又は決議A.1116(30)によること。</p>	<p>3-1 船舶設備規程 (非常標識)</p> <p>122-5.0 (a) (略)</p> <p>122-5.1 (a) (略)</p> <p>122-5.2 (a) 脱出標示は次の要件を満たすこと。 (1) 附属書 [8] によること。</p>	
<p><u>心得附則(平成30年12月17日)</u> <u>(適用期日)</u></p> <p>本改正後の心得は、平成31年1月1日から適用する。</p>		<p>決議 (A.952(23)及 びA.1116(30)) を取り入れ</p>

○船舶検査心得 3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示 (非常標識)</p> <p>6.0 (a) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(i)～(v) (略)</p> <p>(vi) 防火器具の場所の表示は、設備規程心得附属書[6] (決議A.654(16))、決議A.952(23)又は決議A.1116(30)によること。</p> <p>(vii) 脱出経路の表示は、設備規程心得附属書[8] (決議A.760(18))、決議A.952(23)又は決議A.1116(30)によること。</p>	<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示 (非常標識)</p> <p>6.0 (a) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(i)～(v) (略)</p> <p>(vi) 防火器具の場所の表示は、設備規程心得附属書[6]によること。</p> <p>(vii) 脱出経路の表示は、設備規程心得附属書[8]によること。</p>	<p>決議 (A.952(23)及びA.1116(30))を取り入れ決議 (A.952(23)及びA.1116(30))を取り入れ</p>
<p>心得附則(平成30年12月17日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成31年1月1日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (ナブテックス受信機)</p> <p>6.0 (a) (略) (b) (略) (1) (略) (i)～(xi) (略) (xii) 他の航法装置又は通信装置との全てのインターフェースは、IEC規格61162に適合するものであること。 (xiii) 決議MSC.302(87)に適合する警戒通報管理のインターフェースが備え付けられていること。</p> <p>(高機能グループ呼出受信機)</p> <p>7.0 (a)～(b) (略) (c) 第2号で引用する第6条第2号の「有効に受信し、表示又は印刷することができるもの」については、次に掲げるところによること。 (1)～(5) (略) (6) 決議MSC.252(83)に適合する航海機器に接続するインターフェースとともに備え付けられており、また、GMDSSにおいて使用する船舶用統合無線通信システム(決議A.811(19))への相互接続のための手段を含む場合は、印刷することができないものであっても差し支えない。 (7) 6.0(b)(1)(x)、(xii)及び(xiii)は本号について準用する。</p>	<p>3-1 航海用具の基準を定める告示 (ナブテックス受信機)</p> <p>6.0 (a) (略) (b) (略) (1) (略) (i)～(xi) (略) (新設) (新設)</p> <p>(高機能グループ呼出装置)</p> <p>7.0 (a)～(b) (略) (c) 第2号で引用する第6条第2号の「有効に受信及び印刷することができるもの」については、次に掲げるところによること。 (1)～(5) (略) (新設) (新設)</p>	<p>決議 (MSC.430(98)) を取り入れ</p> <p>誤記の修正</p> <p>決議 (MSC.431(98)) を取り入れ</p>



<p>心得附則(平成 30 年 12 月 17 日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成 31 年 7 月 1 日から適用する。</p> <p>(経過措置) (a) 平成 31 年 7 月 1 日前に船舶に備え付けられるナビゲーション受信機及び高機能グループ呼出受信機については、改正後の 6.0 及び 7.0 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

		(傍線の部分は改正部分)	
改	正	現	行
3-2	船舶救命設備規則 (救命艇)	3-2	船舶救命設備規則 (救命艇)
87.1 (a) ~ (f) (略)		87.1 (a) ~ (f) (略)	
87.4 (a) (略)		87.4 (a) (略)	
(b) (a)の規定による救命シンボルは、附属書[3-2]「救命シンボル」又は決議A.1116(30)によること。		(b) (a)の規定による救命シンボルは、附属書[3-2]「救命シンボル」によること。	決議(A.1116(30))を取り入れ
(救命設備の表示)		(救命設備の表示)	
97.0 (a) ~ 97.6 (a) (略)		97.0 (a) ~ 97.6 (a) (略)	
97.10 (a) (略)		97.10 (a) (略)	
(1) レーダー・トランスポンダー		(1) レーダー・トランスポンダー	決議(A.1116(30))を取り入れ
(i) 附属書[3-2]又は決議A.1116(30)に掲げるシンボルのうちレーダー・トランスポンダーのシンボル		(i) 附属書[3-2]に掲げるシンボルのうちレーダー・トランスポンダーのシンボル	
(ii) ~ (iii) (略)		(ii) ~ (iii) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
97.11 (a) <u>幼児用救命胴衣及び子供用救命胴衣には、附属書[3-2]又は決議A.1116(30)に掲げるシンボルを表示すること。</u>		(新設)	決議(A.1116(30))を取り入れ
(救命設備の積付場所)		(救命設備の積付場所)	
98.0 (a) 附属書[3-2] 又は決議A.1116(30)に掲げるシンボルを使用すること。		98.0 (a) 附属書[3-2]に掲げるシンボルを使用すること。	決議(A.1116(30))を取り入れ
附属書[3-2] 救命シンボル		附属書[3-2] 救命シンボル	




救命シンボルは、次に掲げるところによること。

1 (略)

298.0(a)により使用する救命シンボル

(1) 次表に掲げるところによること。

1～11 (略)

参照番号(決議A.760附属書2)	事項	記号	備考
12	子供用救命胴衣		
13	幼児用救命胴衣		(MSC.1/Circ.1244)
13	イマージョン・スーツ		

心得附則(平成30年12月17日)

(適用期日)

本改正後の心得は、平成31年1月1日から適用する。



救命シンボルは、次に掲げるところによること。

1 (略)

298.0(a)により使用する救命シンボル

(1) 次表に掲げるところによること。

1～11 (略)

参照番号(IMO決議A.760附属書2)	事項	記号	備考
12	小児用救命胴衣		
13	イマージョン・スーツ		

IMO 回章  
(MSC.1/Circ.1244) を取り  
入れ

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-3 船舶区画規程 (船首隔壁における開口) 102-10-2.0 (a) 49.1 (a)～(c) は、本項について準用する。この場合において、「国際航海に従事しない船舶」とあるのは「貨物船」と読み替えるものとする。</p>	<p>4-3 船舶区画規程 (船首隔壁における開口) 102-10-2.0 (a) 49.1 (a)～(c) は、本項について準用する。</p>	<p>IMO 回章 (MSC. 1/Circ. 1567) を取り入れ</p>
<p><u>心得附則(平成 30 年 12 月 17 日)</u> <u>(適用期日)</u> 本改正後の心得は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則 (溶接)</p> <p>5.0 (a) ~ 5.3 (a) (略)</p> <p>5.4 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) 登録船級協会が発行する溶接工技量証明書を有する溶接工</p> <p>附属書[2] 材料の基準</p> <p>1 材料の規格 (略)</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 液化ガスばら積船のプロセス用压力容器及び液化ガス物質に係る管装置 (i) ~ (v) (略)</p> <p>(vi) 設計温度が0°C以上の液化ガス物質に係る管装置に用いる鋼管は、危技術告示別表第1の要件に、また、設計温度が0°C未満の液化ガス物質に係る管装置に用いる鋼管は、表12-2に掲げる要件に適合すること。</p> <p>2 材料試験及び検査 (略)</p> <p>(1) 機関の重要部分に用いる材料等であつて次に掲げるものに用いる材料は、材料試験を行つたものであること。ただし、登録船級協会が発行する証明書であつてその内容が機関規則又は登録船級協会の規則に適合しているもの及び外国の政府又は外国の政府が認証した機関</p>	<p>6-1 船舶機関規則 (溶接)</p> <p>5.0 (a) ~ 5.3 (a) (略)</p> <p>5.4 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(1) 日本海事協会が発行する溶接工技量証明書を有する溶接工</p> <p>附属書[2] 材料の基準</p> <p>1 材料の規格 (略)</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 液化ガスばら積船のプロセス用压力容器及び液化ガス物質に係る管装置 (i) ~ (v) (略)</p> <p>(vi) 設計温度が0°Cを超える液化ガス物質に係る管装置に用いる鋼管は、危技術告示別表第1の要件に、また、設計温度が0°C以下の液化ガス物質に係る管装置に用いる鋼管は、表12-2に掲げる要件に適合すること。</p> <p>2 材料試験及び検査 (略)</p> <p>(1) 機関の重要部分に用いる材料等であつて次に掲げるものに用いる材料は、材料試験を行つたものであること。ただし、(財)日本海事協会が発行する証明書であつてその内容が機関規則又は(財)日本海事協会鋼船規則に適合しているもの及び外国の政府又は外国の政府が認証した機</p>	<p>誤記修正</p>

において試験を行い発行する証明書であつてその内容が登録船級協会が発行する証明書に準じているものを有する場合であつて、現物が良好なものについては、この限りでない。

附属書[3] 溶接の基準

1 溶接材料

溶接に用いる材料は、船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示に規定する溶接材料又は登録船級協会の認定を受けたものであること。

附属書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード (IGFコード)

6 章 燃料格納設備

6.1～6.7 (略)

6.8 液化ガス燃料タンクの充填制限

6.8.1 (略)

6.8.2 タンクの防熱及び設置場所が外部火災によりタンク内の燃料が加熱される可能性が著しく低い場合、特別の考慮をして基準温度から算出された値より大きい充填制限値を認めることがあるが、95%を超えてはならない。また、6.9に従った圧力制御の二次システムが設置されている場合も考慮する。ただし、燃料使用機器のみで圧力が維持又は制御される場合、6.8.1により算出された充填制限値を適用しなければならない。

MSC.1/Circ.1591 統一解釈 (6.8.2)

6.8.2 に規定する代替的な充填制限値は、6.8.1 で計算した制限値が 95%未満の場合にのみ適用することができる。

関が外国において試験を行い発行する証明書であつてその内容が(財)日本海事協会が発行する証明書に準じているものを有する場合であつて、現物が良好なものについては、この限りでない。

附属書[3] 溶接の基準

1 溶接材料

溶接に用いる材料は、船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示に規定する溶接材料又は(財)日本海事協会の認定を受けたものであること。

附属書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード (IGFコード)

6 章 燃料格納設備

6.1～6.7 (略)

6.8 液化ガス燃料タンクの充填制限

6.8.1 (略)

6.8.2 タンクの防熱及び設置場所が外部火災によりタンク内の燃料が加熱される可能性が著しく低い場合、特別の考慮をして基準温度から算出された値より大きい充填制限値を認めることがあるが、95%を超えてはならない。また、6.9に従った圧力制御の二次システムが設置されている場合も考慮する。ただし、燃料使用機器のみで圧力が維持又は制御される場合、6.8.1により算出された充填制限値を適用しなければならない。

IMO 統一解釈  
(MSC.1/Circ.1591)を取り入れ

## 11 章 火災安全

### 11.1～11.2 (略)

### 11.3 防火に関する規則

#### 11.3.1～11.3.2 (略)

11.3.3 燃料格納設備を含む区域は、特定機関区域又は火災の危険性が高い区域から隔離されなければならない。当該隔離は、「A-60」級の防熱が施されている少なくとも900mmの長さをもつコフアダムによってさせなければならない。燃料格納設備を含む区域と火災の危険性が低い区域との境界の防熱を決定するにあたっては、燃料格納設備を含む区域は、防火構造規則に従って特定機関区域とみなさなければならない。燃料格納設備を含む区域間の境界は、少なくとも900mmの長さをもつコフアダムとするか又は「A-60」級の仕切りが施されなければならない。独立型タンクタイプCである場合においては、燃料貯蔵ホルドスペースはコフアダムとみなして差し支えない。

#### MSC.1/Circ.1591 統一解釈 (11.3.3)

火災の危険性が高い区域は少なくとも次の区域を考慮に入れること。ただし、これに限るものではない。

- 1 引火点が摂氏60度よりも高い液体の貨物タンクを除いた貨物区域及び消防設備規則第43条第2項又は同規則第57条ただし書きの規定が適用される貨物区域を除いた貨物区域

.2～.4 (略)

## 11 章 火災安全

### 11.1～11.2 (略)

### 11.3 防火に関する規則

#### 11.3.1～11.3.2 (略)

11.3.3 燃料格納設備を含む区域は、特定機関区域又は火災の危険性が高い区域から隔離されなければならない。当該隔離は、「A-60」級の防熱が施されている少なくとも900mmの長さをもつコフアダムによってさせなければならない。燃料格納設備を含む区域と火災の危険性が低い区域との境界の防熱を決定するにあたっては、燃料格納設備を含む区域は、防火構造規則に従って特定機関区域とみなさなければならない。燃料格納設備を含む区域間の境界は、少なくとも900mmの長さをもつコフアダムとするか又は「A-60」級の仕切りが施されなければならない。独立型タンクタイプCである場合においては、燃料貯蔵ホルドスペースはコフアダムとみなして差し支えない。

#### CCC4/12 ANNEX 3 統一解釈 (11.3.3)

#### 2 火災の危険性が高い区域

火災の危険性が高い区域は少なくとも次の区域を考慮に入れること。ただし、これに限るものではない。

- 1 引火点が摂氏60度よりも高い液体の貨物タンクを除いた貨物区域及び消防規則第43条第2項又は同規則第57条ただし書きの規定が適用される貨物区域を除いた貨物区域

.2～.4 (略)

## 15 章 制御、監視及び安全装置

### 15.1～15.2 (略)

### 15.3 一般

## 15 章 制御、監視及び安全装置

### 15.1～15.2 (略)

### 15.3 一般

TMO 統一解釈  
(MSC.1/Circ.1591)を取り入れ

15.3.1 (略)

15.3.2 独立した液化ガス燃料タンクのタンクコネクシヨンス  
 ペースのビルジウエルには、液面計及び温度センサを設置  
 しなければならぬ。ビルジウエルの高位液面時には警報  
 を作動させなければならぬ。低温度検出時には安全装置  
 を作動させなければならぬ。

MSC.1/Circ.1591 統一解釈 (15.3.2)  
 本 15.3.2 の液面計は、警報を発するべき状態を示す  
 ことを目的として要求されるものであり、例えば液面  
 レベルスイッチ (フロートスイッチ) は、本規定に適  
 合するものとして差し支えない。

15.4 バンカリング及び液化ガス燃料タンクの監視に関する  
 規則

15.4.1 (略)

15.4.2.1～.2 (略)

.3 液化ガス燃料タンク内の感知器の位置は、試運転前に  
 確認可能なものでなければならぬ。就航後及び各入渠  
 後、最初の燃料満載時に、液化ガス燃料タンク内の燃料液  
 位を警報設定点まで上昇させて高位液面警報の試験を実  
 施しなければならぬ。

MSC.1/Circ.1591 統一解釈 (15.4.2.3)  
 「各入渠」とは、以下をいう。  
 .1 貨物船にあっては、定期検査時  
 .2 旅客船にあっては、定期検査及び中間検査時

15.3.1 (略)

15.3.2 独立した液化ガス燃料タンクのタンクコネクシヨンス  
 ペースのビルジウエルには、液面計及び温度センサを設置  
 しなければならぬ。ビルジウエルの高位液面時には警報  
 を作動させなければならぬ。低温度検出時には安全装置  
 を作動させなければならぬ。

15.4 バンカリング及び液化ガス燃料タンクの監視に関する  
 規則

15.4.1 (略)

15.4.2.1～.2 (略)

.3 液化ガス燃料タンク内の感知器の位置は、試運転前に  
 確認可能なものでなければならぬ。就航後及び各入渠  
 後、最初の燃料満載時に、液化ガス燃料タンク内の燃料液  
 位を警報設定点まで上昇させて高位液面警報の試験を実  
 施しなければならぬ。

IMO 統一解釈  
 (MSC.1/Circ.1591) を取り入れ

IMO 統一解釈  
 (MSC.1/Circ.1591) を取り入れ



<p>心得附則(平成 30 年 12 月 17 日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。</p>		
-------------------------------------------------------------------------------	--	--